

相談支援事業所 つむぎ 令和4年度事業計画

〔事業目的及び方針〕

障がいの種別を問わず、障がいのある方が自らが望む場所で社会の一員として日常生活、または社会生活を営むことができるよう、解決すべき課題等を把握し、利用者の意思及び人格を尊重し、必要な福祉サービスや地域の社会資源等の利用の支援を行う。

区役所、相談支援センター、川崎市リハビリテーションセンター、その他関係機関と連携し、チームアプローチの支援を行い、法人内の対象サービス利用者のサービス等利用計画を作成し、各事業所職員と連携し、サービスや地域資源等の情報交換を行い職員のスキルアップを図る。

具体的には、自立訓練、就労移行支援、就労定着支援、居宅介護、短期入所等の総合支援法のサービス利用者のサービス等利用計画の作成を行い事業所職員と連携し、利用者一人一人が自己実現できる生活を実現するための支援を行い、サービスに結び付いていない方には、適切なサービス利用ができるよう支援を行う。

〔R3年度課題〕

①	継続	収支バランス	職員一人の人件費を確保するためには一人70件程度の契約者を確保し、川崎市から受けられる補助金の対象になるよう事業形態を整える必要がある。職員を増員するにも資金が必要となるので、バランスを考えて事業を進めなくてはならない。
②	継続	事務処理人員の不足	契約者を多くとりことで支給、記録の整理等の事務処理も多くなり、補助金申請にあたっての書類作成と事業報告書作成にも事務処理人員を配置する必要がある。
③	継続	相談支援専門員の不足	計画相談のニーズは多く、現状は相談員一人での運営に限界が来ている。コロナ感染拡大という社会状況を考えると、突然の職員の休みにも対応できる安定した職員体制を構築する必要がある。

〔R4年度活動目標〕

目標	継続	人員確保	事業を安定させるため、収支のバランスを考えながら人員を確保していく。
	発展	法人内での連携	利用者をより包括的にアセスメントすることができるよう、相談支援専門員の視点での情報を発信し、連携した支援体制を構築する。
	新規	研修	「障がいのある方が自らが望む場所で社会の一員として日常生活、または社会生活を営むことができる」支援を行うために、所内外での事例検討、研修、グループスーパービジョン（GSV）等に参加する。

〔R3年度実施事業内容〕

契約人数	全体	3か月モニタリング	毎月モニタリング
	83名（内児童6名）	76名	7名
開所日	月曜日～金曜日、土曜日（不定期） 9：30～17：30		
職員体制	常勤1名、兼務0.6名 相談支援専門員		
利用対象者のイメージ	精神障がい、知的障がいの、身体障がい、難病のある方で総合支援法のサービスを利用する方		
利用の仕方	サービス利用希望を区役所に伝え、必要であれば区分認定調査を受け、サービス利用の申請書を提出し、計画相談利用の希望がある方と契約を交わし、面談アセスメントを経て、受給者証発行に必要なサービス等利用計画を作成		